

立山バス排出ガス規制の実施状況（令和3年度）

条例に基づき、立山バス排出ガス規制の実施状況について、次のとおり公表します。

立山におけるバスの排出ガスの規制に関する条例 抜粋

（実施状況の公表）

第11条 知事は、毎年、この条例の規定に基づく指導、勧告等の実施状況を公表するものとする。

1 調査内容

規制対象区間を運行するバスについて、立山室堂ターミナル駐車場等で県職員による調査を実施しました。

（立山黒部アルペンルート営業期間：4月15日～11月30日）



- (1) 調査日数 4日（5、6、8、10月の各1日）
- (2) 調査台数 延べ17台
- (3) 調査結果
 - ア 条例適合車 17台（全体17台中100%）
 - イ 条例不適合車 0台（全体17台中0%）
 - ウ 条例不適合車を運行させた事業者数 0事業者

2 指導等の状況

- (1) 指導状況
指導の対象となる事業者はありませんでした。
- (2) 勧告状況
勧告の対象となる事業者はありませんでした。
- (3) 公表状況
事業者名等の公表対象となる事業者はありませんでした。